

福岡県公報

令和 8 年 8 月 14 日
第 719 号

目次

告 示 (第527号・第528号)

- 保安林指定施業要件の変更予定通知の掲示 (農山漁村振興課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1

公 告

- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 2
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 2
- 国土調査の指定 (農山漁村振興課) 2
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 3
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 3
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 3
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 3
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 3
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 4

再 掲

- 令和 8 年度障がい者を対象とする福岡県職員採用選考試験の実施 (人事委員会事務局任用課) 4

告 示

福岡県告示第527号

保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (令和 8 年 7 月福岡県告示第487号) に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法 (昭和26年法律第249号) 第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定通知の内

容を、当該保安林の属する豊前市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 8 年 8 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
- 豊前市役所
- 中家 安紀子、谷崎 英子
- 2 通知の要旨

- (1) 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和 8 年 7 月福岡県告示第487号によること。

福岡県告示第528号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	田主丸 停車場 線	前	久留米市田主丸町田主丸1094番 2 先 から 久留米市田主丸町田主丸527番 2 先 まで	10.0 ～ 11.0	186.0
			前	久留米市田主丸町田主丸1094番 2 先 から 久留米市田主丸町田主丸527番 2 先 まで	10.0 ～ 18.2	193.0
			後	久留米市田主丸町田主丸1094番 2 先 から 久留米市田主丸町田主丸527番 2 先 まで	10.0 ～ 11.0	186.0

			後	久留米市田主丸町田主丸1094番2先 から 久留米市田主丸町田主丸527番2先 まで	10.0 ～ 18.3	193.0
--	--	--	---	---	-------------------	-------

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年8月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市むさしヶ丘四丁目3番1、3番8、3番99、4番18、413番7から413番9まで、413番12、413番16から413番18まで及び549番23並びにむさしヶ丘五丁目21番1から21番77まで、22番2から22番28まで、23番2から23番33まで、26番1、26番3、26番7から26番31まで、27番1、27番4から27番78まで、28番2から28番7まで、31番4、35番5、36番6、412番3、412番4、412番8から412番24まで、413番2、413番8、413番9、1382番1から1382番33まで、1383番4から1383番6まで、1383番10から1383番48まで、1384番6、1384番7、1386番2から1386番7まで、1387番1、1387番2、1388番1、1388番2、1388番6から1388番60まで、1390番2、1390番4から1390番20まで、1428番1、1428番3、1428番4、1429番1、1429番5、1429番8から1429番10まで及び1429番17から1429番37まで並びに大字永岡1192番1及び1192番5から1192番8まで並びに大字萩原1316並びに大字筑紫1276番5、1276番7、1292番2から1292番4まで、1304番、1304番2、1306番2、1309番5、1309番7、1332番4から1332番9まで、1354番1、1354番3から1354番19まで、1357番1から1357番12まで、1359番1から1359番12まで、1360番1から1360番3まで、1361番1から1361番13まで、1367番2、1368番1、1368番14から1368番23まで、1371番2、1377番3、1378番1から1378番5まで、1379番、1379番3、1380番2、1382番2から1382番8まで、1383番9、1388番3から1388番8まで、1400番、1400番2、1401番1、1401番3から1401番9まで、1403番1、1403番3から1403番5まで、1404番4、1404番5及び1407

番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

愛知県名古屋市長久区一社三丁目7番地

株式会社ユニホー

代表取締役 松瀬 賢亮

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年8月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市陵厳寺四丁目398番2から398番4まで、399番2、399番4から399番7まで、400番10、407番3、413番1、413番3、688番2及び690番6並びにこれらの区域内の里道・水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市小倉北区明和町9番1号

株式会社海王

代表取締役 竹下 晃平

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により次のように国土調査として指定したので、同条第5項の規定により公示する。

令和8年8月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定の年月日	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
令和8年7月28日	田川郡添田町	大字庄の一部	令和8年7月28日から 令和9年3月31日まで

令和8年7月28日	田川郡糸田町	西部の一部	令和8年7月28日から 令和9年3月31日まで
-----------	--------	-------	----------------------------

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年8月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡宇美町障子岳南一丁目1906番7及び1096番10から1096番29まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市小倉北区明和町9番1号
株式会社海王
代表取締役 竹下 晃平

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年8月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市筵内字木屋ノ脇491番4から491番6まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
古賀市庄285-1
松井 崇

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年8月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡篠栗町大字高田字流田645番1、645番3、646番5から646番9まで、647番1から647番5まで、649番3から649番13まで、650番2から650番6まで、651番3、651番5から651番7まで、652番4から652番8まで及び654番1から654番6まで並びに字下川原608番1、608番3から608番6まで、609番1、609番3、609番4、611番1及び611番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
山口県下関市竹崎町四丁目1番22号
株式会社エストラスト
代表取締役 藤田 尚久

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年8月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宮若市金丸字平田397番7、397番8の一部、397番12、399番、400番、401番17、409番1、409番6、410番1及び410番6並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
広島県広島市西区井口明神一丁目1番10号
株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本
代表取締役社長 村上 正一

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

令和8年8月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字猪野字南980番1及び980番2並びに字大内添967番7の一部及び967番8の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡久山町大字久原2709番地の36

株式会社ヒロハウス

代表取締役 広瀬 正実

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年8月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡新宮町大字立花口字大門753番1、753番4、756番及び757番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

古賀市青柳3503番地1

西南機材株式会社

代表取締役 愛甲 朋美

再

掲

福岡県条例の公布等に関する条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

公告

障がい者を対象とする福岡県職員採用選考試験を別表のとおり実施する。

令和8年7月31日

福岡県人事委員会委員長 馬 場 貞 仁

令和 8 年度障がい者を対象とする福岡県職員採用選考試験

試験区分	勤務先及び職務内容	受 験 資 格	試験日		選考種目	試験地	合格者発表		受付期間	申込用紙等の配布場所	試験の申込先	そ の 他
							発表日	発表の方法				
行政	知事部局（本庁又は出先機関）、各行政委員会事務局（公安委員会を除く。）、議会事務局又は企業局において事務に従事	平成 9 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日までに生まれた者で、次のいずれかに該当する者 ア 身体障害者福祉法第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が 1 級から 6 級までの者 イ 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者 ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	第 1 次	11 月 1 日	教養試験	福岡市 久留米市 飯塚市 北九州市	第 1 次	11 月中旬	①持参又は郵送の場合は、令和 8 年 8 月 31 日から令和 8 年 9 月 18 日まで なお、郵送による申込みは令和 8 年 9 月 18 日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、令和 8 年 8 月 31 日 9 時から令和 8 年 9 月 18 日 17 時まで 合格者の受験番号を、福岡県人事委員会事務局前廊下に掲示するとともに福岡県ホームページにも掲載する。 最終合格者には書面で通知する。	①福岡県人事委員会事務局 ②福岡県庁 1 階総合案内、県民情報センター ③地区県民情報コーナー（北九州、筑後、筑豊、京築） ④アクロス福岡 2 階 文化観光情報ひろば ⑤クローバープラザ 1 階 総合案内 ⑥県内の保健福祉環境事務所及び保健福祉事務所 ※①については郵送による申込用紙の請求もできる。	福岡県人事委員会事務局	この試験の問合せは、福岡県人事委員会事務局に行うこと。 試験の詳細については、別に試験案内を交付する。
教育行政	教育委員会事務局、県立学校又は市町村（福岡市及び北九州市を除く。）立小・中・義務教育・特別支援学校において事務に従事											
警察行政	警察本部又は警察署等において事務に従事		第 2 次	12 月上旬から中旬	作文試験 人物試験 資格調査	福岡市	最終	12 月下旬				

（注）地方公務員法第 1 6 条に該当する者、日本国籍を有しない者は、上表の採用試験を受けることはできない。